

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第7号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年9月3日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日の私に対する尾行捜査及び計画（事前・事後を含む）に関する全ての文書（〇警察署及び広島県警察本部）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）第3条第2項の規定により、開示決定等の決定期間を令和6年10月18日まで延長する旨、同年9月17日付けで審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件請求情報」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第5号に規定された不開示情報を開示することとなるとして、法第81条及び第82条第2項の規定により、自己情報存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年10月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年11月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以

下「諮問実施機関」という。) に対し審査請求を行った。

4 口頭意見陳述

諮問実施機関は、審査請求人の申立に基づき、令和7年9月30日に行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第2項に定める口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が「存否応答拒否処分通知書」とした当該文書の内容は憲法違反の違法行為である。

個人情報保護に関する法律第78条に該当しない。

不開示とした案審機関の判断は証拠隠滅のための違法行為である。

国民の権利を侵害する何等法的根拠もなく事前事後も説明もなく公利公益性もない違法な行政行為でありその犯行を隠蔽する為に組織が計画的に行った犯罪行為であり直ちにその情報を公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 対象個人情報について

本件開示請求の対象となる保有個人情報（以下「対象個人情報」という。）は、令和○年○月○日における審査請求人に対する警察の措置に係るものであり、当該対象個人情報の存否を明らかにすることは、大規模警備における具体的な警備手法を明らかにすることと同義となるものである。

2 存否応答拒否制度について

自己情報開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、保護されるべき利益を損なうことがあり、法においても、存否応答拒否制度は、第 81 条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

3 存否応答拒否とした理由

県警察では、令和〇年〇月〇日に〇〇市〇〇町所在の〇〇で開催される〇〇並びに〇〇に国内外から〇〇をはじめとする警護対象者が参列することが見込まれていたため、それに先立ち、令和〇年〇月〇日から、所要の体制を構築し警備を実施していた。

要人警護をめぐっては、令和 4 年 7 月に安倍元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃された事案、令和 5 年 4 月に演説を予定していた岸田内閣総理大臣に向けて爆発物が投てきされた事案が発生するなど、危険度が極めて高い状況下の中での警備であった。

大規模警備において、警察が特定の個人に対してどのような対応に当たったかという情報の存否について開示した場合、当該人物がテロ等の犯罪行為を企図する者であれば、同人がこれらの情報を収集・分析することにより、各種活動を潜在化、巧妙化させ、警備体制の強弱や傾向を推測し、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、もって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

仮に当該人物に脅威性が認められなかったとしても、突如、過激化する可能性も否定できないほか、特定の個人に対する警察の対応に係る情報の存否

を開示すれば、その開示情報がテロ等の犯罪行為を企図する者に察知された場合、自身の情報開示を通じて、警察による警備手法を探查する等し、今後の警備実施等に影響を及ぼすおそれがある。

これらの情報については、警備実施前は当然のこと、警備実施終了後であってもその存否を開示すればテロ等不法行為を敢行しようとする勢力が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

以上を踏まえれば、令和〇年〇月〇日における審査請求人に対する警察対応に係る情報は、法第78条第1項第5号に規定する情報であり、また同法第81条に該当するものと判断し、本件処分を行ったものである。

4 審査請求人の主張に対する弁明

本件処分については、前3のとおり、法第81条及び第82条第2項に基づいて行われた適法な処分であり、審査請求人による

「実施機関が「存否応答拒否処分通知書」とした当該文書の内容は憲法違反の違法行為である」

「個人情報の保護に関する法律第78条に該当しない」

「不開示とした実施機関の判断は証拠隠滅のための違法行為である」

「国民の権利を侵害する何等法的根拠もなく事前事後の説明もなく公利公益性もない違法な行政行為でありその犯行を隠蔽する為に組織が計画的に行った犯罪行為であり直ちにその情報を公開するべきである」

との主張については失当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求は、審査請求人に対する警察の措置に対する開示請求と同義のものであり、当該情報は、法第78条第1項第5号に規定する情報に該当し、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を答えると、法第78条第1項第5号に定める不開示情報を開示することとなるとして、法第81条の規定に基づき保有個人情報の存否を明らかにせずに

本件開示請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件請求情報の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有する個人情報によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、法第81条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求情報に係る法第78条第1項第5号該当性について

法第78条第1項第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある保有個人情報を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨で

ある。

本件請求情報は、「令和○年○月○日の私に対する尾行捜査及び計画（事前・事後を含む）に関する全ての文書（○警察署及び広島県警察本部）」であるところ、実施機関は、弁明書において、「対象個人情報、令和○年○月○日における審査請求人に対する警察の措置に係るものであり、当該対象個人情報の存否を明らかにすることは、大規模警備における具体的な警備手法を明らかにすることと同義となるものである。」とし、「県警察では、令和○年○月○日に○○市○○町所在の○○で開催される○○並びに○○に国内外から○○をはじめとする警護対象者が参列することが見込まれていたため、それに先立ち、令和○年○月○日から、所要の体制を構築し警備を実施していた。大規模警備において、警察が特定の個人に対してどのような対応に当たったかという情報の存否について開示した場合、当該人物がテロ等の犯罪行為を企図する者であれば、同人がこれらの情報を収集・分析することにより、各種活動を潜在化、巧妙化させ、警備体制の強弱や傾向を推測し、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、もって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。仮に当該人物に脅威性が認められなかったとしても、突如、過激化する可能性も否定できないほか、特定の個人に対する警察の対応に係る情報の存否を開示すれば、その開示情報がテロ等の犯罪行為を企図する者に察知された場合、自身の情報開示を通じて、警察による警備手法を探查する等し、今後の警備実施等に影響を及ぼすおそれがある。」と主張している。

当審査会から実施機関に確認したところ、実施機関は、本件請求情報については、警備の実施に伴う審査請求人に対する警察活動に関する情報と捉えた旨を説明する。

これらのことを踏まえると、実施機関が本件請求情報を大規模警備実施時における警察活動に関する情報と捉え、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして法第 78 条第 1 項第 5 号の開示情報に該当すると主張することについては、不自然・不合理な点があるとはいえず、実施機関が認めるにつき相当な理由があるものと認められる。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関は、仮に文書の存否を明らかにした場合、審査請求人が本件開示請求の内容にある警察活動の対象であるか否かが明確になり、犯罪の予防や公共の安全・秩序の維持のための捜査や情報収集が著しく困難になる旨を説明する。

本件請求情報は、審査請求人が警察による尾行捜査及び計画の対象とされているか否かに関する情報であって、捜査活動に関する情報であり、かかる情報は本人に対しても秘匿すべきものであると認められる。

本件開示請求は、特定日における審査請求人に対する尾行捜査及び計画に関する文書の開示を求めるものであるところ、もし本件請求情報の存否を答えれば、審査請求人に対する警察の尾行捜査及び計画が行われているか否かという事実も明らかになるものと考えられる。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報の存否について答えることは、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、法第 81 条の規定に基づいて本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、相当の理由があるものと認められる。

以上のことから、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の判断は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 3 月 12 日	・ 諮問を受けた。
令和 8 年 4 月 24 日 (令和 8 年度第 1 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 5 月 29 日 (令和 8 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 6 月 26 日 (令和 8 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 7 月 31 日 (令和 8 年度第 4 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士